

各都道府県知事 殿

消防庁長官

消防広域化基本計画の見直しについて

消防は、複雑多様化、高度化する消防需要に対応し、全国いずれの地域においても、住民の期待と信頼に応えられる高度なサービスを提供していくことを求められており、このため、消防の組織、施設、装備等の充実強化を図っていく必要があります。しかしながら、一般に小規模な消防本部の場合、高度な消防サービスを提供するうえで問題を有している場合が多い状況にあります。

そこで、消防庁としては、小規模消防本部の広域再編を進めるため、既に、「消防広域化基本計画の策定について」(平成6年9月20日付け消防消第135号各都道府県知事あて消防庁長官通知。以下「旧通知」という。)を通知し、都道府県においては、これを踏まえて消防広域化基本計画を策定することを要請してきたところです。これまで、小規模消防本部の広域再編については一定の成果があげられてきているところですが、現下の消防体制においては、依然として小規模消防本部が多数を占めており、その広域再編を進めることにより消防の対応力強化を図っていくことは、引き続き、重要な課題となっています。

ところで、これまで、小規模消防本部の広域再編については、多くの場合、事務委託、一部事務組合又は広域連合の広域行政制度が活用されてきました。しかしながら、これらの広域行政制度については、一般的に責任の明確性、意思決定の迅速性、人材確保等の観点から問題もあり、市町村合併により意思決定及び事業実施の主体を単一化することがより効果的であると考えられています。小規模消防本部の広域再編についても、これらの点のほか、広域行政制度を採用した場合には、消防と防災を担当する組織が異なることとなるなどの問題が生じる可能性もあり、最も効果的な方法は市町村合併によることであると考えられます。市町村合併については、「市町村の合併の推進についての指針の策定について」(平成11年8月6日付け自治振第95号各都道府県あて自治事務次官通知)を参酌して、各都道府県

において「市町村の合併の推進についての要綱」が策定され、さらに要綱作成後の取組について「『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組(指針)」について(平成13年3月19日付け総行市第40号各都道府県知事あて総務事務次官通知)が通知されるなど、その推進が図られているところです。今後の小規模消防本部の広域再編を進めるに当たっては、このような市町村合併の推進との整合性を確保していく必要があります。

以上のような観点から、各都道府県においては、消防広域化基本計画について所要の見直しを行うことが必要でありますので、別添のとおり、消防広域化基本計画の見直しに関する指針を策定いたしました。

各都道府県におかれては、旧通知によりお示した消防広域化基本計画策定指針及びこの指針の内容を了知され、消防広域化基本計画を見直すとともに、小規模消防本部の広域再編の推進に一層取り組んでいかれるよう要請します。

なお、この趣旨及び別添指針について、貴都道府県の関係機関及び市町村に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

## 消防広域化基本計画の見直しに関する指針

### 第1 消防の広域再編の推進に当たっての基本的考え方

#### 1 消防の広域再編の趣旨と推進するための方策

##### (1) 消防の広域再編の必要性

ア 今日の消防需要に対応し、全国いずれの地域においても住民の期待と信頼に応えられる高度な消防サービスを提供していくためには、各消防本部が確立された行財政基盤に立って十分な人員体制と施設装備により、組織的に対応していく必要がある。

イ しかしながら、一般に消防本部の規模が小さくなるほど財政基盤や人員、施設装備の面で十分ではなく、これら小規模消防本部における問題は、消防本部の規模が小さいことに伴うものであるため、消防本部の規模の拡大がその解決に資する面が多い。

ウ このことから、これまで、各都道府県においては、「消防広域化基本計画の策定について」(平成6年9月20日付け消防消第135号各都道府県知事あて消防庁長官通知)により示した消防広域化基本計画策定指針を踏まえ、小規模消防本部の広域再編に関する基本的な計画（以下「消防広域化基本計画」という。）を策定するとともに、消防の広域再編を進めてきている。

エ しかしながら、消防需要の質的・量的拡大が続く一方で、依然として小規模消防本部が多い状況にあり、これらの広域再編を一層推進することが求められている。

##### (2) 市町村合併との関係

ア 市町村行政の広域化の要請への対処については、これまで一般に、一部事務組合や広域連合などのような市町村の枠組みの変更を伴わない広域行政に関する諸制度を活用した事務の共同処理が幅広く行われ、一定の成果もあがっているところである。しかし、ややもすれば、責任の所在が不明確となりがちであり、また、関係団体との連絡調整に相当程度の時間や労力を要するために迅速・的確な意思決定を行うことができず、事業実施等に支障を生じる場合も見受けられる。したがって、地域の課題を総合的に解決する観点からは、市町村合併により、意思決定、事業実施などを単一の地方公共団体が行うことがより効果的である。

イ 消防行政においても、広域再編の手段は他の行政分野と同様、これまで、主として事務委託、一部事務組合又は広域連合の広域行政制度の活用により進められてきた。しかし、広域行政制度による場合、消防と防災の担当組織が分離することとなり、災害対応等において、必要な情報の共有化、すみや

かな意思決定など迅速・的確な対応等の面で問題が生じる可能性もある。また、一部事務組合、広域連合の場合、単独市町村の消防本部に比べコストが割高になるといった問題も生じている。したがって、消防行政運営のうえで、小規模消防本部の広域再編については、市町村合併により進めることが最も効果的である。

ウ 市町村合併については、平成7年法律第50号及び平成11年法律第87号により市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)が改正されるとともに、各般の行財政措置が拡充されたほか、平成11年8月には「市町村の合併の推進についての指針の策定について」(平成11年8月6日付け自治振第95号各都道府県知事あて自治事務次官通知)が各都道府県知事あて通知された。各都道府県においては、その中で示された「市町村の合併の推進についての指針」を参酌して、「市町村の合併の推進についての要綱」(以下「市町村合併推進要綱」という。)を策定している。

また、平成13年3月には、「『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組(指針)」について(平成13年3月19日付け総行市第40号各都道府県知事あて総務事務次官通知)が通知されている。

エ 以上のことから、消防の広域再編については、市町村合併の推進との間で十分に整合性を確保しながら進めていく必要がある。

また、消防の広域再編が、市町村合併の阻害要因とならないよう、十分留意する必要がある。

オ 今後進められる市町村合併実施後の市町村の人口が少ないなど、市町村合併のみでは小規模消防本部の解消への要請に十分な対処ができない場合については、市町村合併と広域行政制度の活用とを組み合わせることで広域再編することを検討することが適当である。この場合、当面の措置として市町村合併により消防本部の再編を行い、将来において、さらに市町村合併又は広域行政制度の活用により小規模消防本部の解消への要請に対応していくことも考えられるものである。

なお、災害対応における必要性等により緊急に消防の広域化の要請に対処する必要が生じた場合などにおいては、当面の措置として、消防の広域再編について広域行政制度を活用することも考えられるが、このような場合にあっては、将来的には市町村合併を進めるべく積極的な検討がなされることが期待される。

### (3) 消防広域化基本計画の見直し

以上のことから、都道府県においては、今後の小規模消防本部の広域再編の

あり方を明らかにするため、県内消防本部の消防力の現状等について分析の上、消防広域化基本計画の見直しを進めることが必要である。

## 2 広域再編の規模

消防本部の置かれている状況は、各地域の地勢、交通事情等によりさまざまであり、広域再編後の規模については概ね次のような点を考慮して、地域の実情に応じて検討する必要があると見られる。

この場合、管轄人口等により適切な最小規模を示すことは困難であるが、災害等に対する出動体制の確保等にかんがみると、管轄人口については、概ね10万人程度以上とすることがひとつの目安になるものと考えられる。ただし、これは全ての地域に画一的に適用すべきものではないことに留意する必要がある。

- (1) 住民への適切なサービスを提供するという観点から、地形、交通事情、住民の日常生活圏との関係等からまとまり易い地域と規模であること。
- (2) 効率的業務運営を行うという観点から、火災等の災害の頻度と消防に対する投資とが全体として均衡のとれる地域と規模であること。
- (3) 人事・財政面での規模のメリットを生かせるという観点から、計画的職員採用、円滑な人事ローテーション、専門家の養成ができる職員規模と、必要な資機材の購入が円滑に行われる財政規模を有する組織であること。
- (4) 広域行政圏、二次医療圏等既存の関連する行政の枠組みとの整合性を考慮したものであること。また、地域の歴史・住民感情等から、まとまり易い範囲、規模であること。

## 第2 消防広域化基本計画の見直しについて

### 1 見直しの主体

- (1) 消防広域化基本計画の見直しは、都道府県が行うものとする。
- (2) 複数の都道府県の区域にわたって消防の広域再編を実施しようとするときは、関係都道府県が協議の上、共同して行うものとする。

### 2 見直しの視点及び体制

#### (1) 小規模消防本部の解消

これまで、消防の広域再編については、一定の成果があげられてきているが、依然として小規模消防本部が多いことから、第1の2広域再編の規模に示した考え方を参考に、小規模消防本部の解消を目的として広域再編を検討する必要がある。

#### (2) 市町村合併の推進との整合性

これまで広域再編の手法としては、事務委託、一部事務組合又は広域連合の広域行政制度の活用が広く行われてきた。しかしながら、第1の1の(2)のイ

にあるように、小規模消防本部の広域再編についても、市町村合併によることが最も効果的であるとの考えに基づき、消防広域化基本計画における広域再編の手法の見直しを行うことが必要である。

消防広域化基本計画の見直しに当たっては、市町村合併推進要綱等との整合性について十分配慮しながら、消防防災行政の面から消防需要の動向、消防力の現状及び展望等その地域における消防本部の状況について点検することが望まれる。その際には、市町村合併を含めた広域行政担当部局と消防防災担当部局との間で連絡を図る体制を確保することが必要である。

### (3) 計画見直し体制の整備

小規模消防本部の広域再編を各地域、各消防本部の実情を踏まえて地域の自主的な意思に基づき進めていくことが不可欠であることに留意し、消防広域化基本計画の見直しに当たっては、関係市町村、消防機関（常備消防及び消防団）、住民等から十分意見を聴取するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努める必要がある。

## 3 計画見直しに当たっての留意事項

### (1) 都道府県内消防の実情、問題点及び解決方策

各都道府県における消防広域化基本計画策定後の、近年における新たな消防需要の変化、消防本部の消防力の実情、消防本部の規模及び管轄範囲等について再点検し、問題点と解決方策について検討する必要があること。

なお、消防の広域再編の効果としては、一般的に別紙の「消防の広域再編による効果について」が考えられるところであり、これを参考として検討がなされることが望ましいものであること。

### (2) 都道府県内消防の広域再編についての基本的考え方

市町村合併推進要綱等との整合性を確保しながら、小規模消防本部の解消を図るために、最も効果的な広域再編の手法を明らかにすること。

また、既に事務委託、広域連合、一部事務組合により広域化を行っている地域において、市町村合併の気運がある場合には、これを推進することが望ましいこと。

### (3) 都道府県内消防の広域再編の範囲等の提案

小規模消防本部の解消等消防の広域再編を必要とする地域について、第1の2に示した広域再編の規模等を考慮して、広域再編を実施する範囲及びその再編手法を提案すること。

### (4) 計画期間

見直し後の消防広域化基本計画の計画期間については、各都道府県における実情を踏まえるとともに、合併特例法の期限が平成17年3月31日までとさ

れていることも勘案して、適切な期間とすること。

### 第3 財政措置

国は、消防の広域再編について、必要に応じ都道府県及び市町村に対し助言、情報の提供等を行うほか、都道府県及び市町村において広域再編を進めるために必要となる経費等について、次の財政措置を講ずるなど小規模消防本部の広域再編の推進に努める。

#### 1 市町村に対する財政措置

##### (1) 消防広域化推進事業[補助基準額 2か年で219,000千円を限度]

消防の広域再編に伴い必要となる無線中継施設、訓練塔、体力練成施設、備蓄施設、広域再編対応型通信受令施設等の整備に対し補助を行う。

##### (2) 消防広域化実施計画策定経費に対する特別交付税措置[1圏域当たり5,000千円]

広域再編を行う市町村等の策定する消防広域化実施計画の策定に要する経費について、特別交付税により措置する。

##### (3) 消防庁舎の新・改築事業に対する地域総合整備事業債(一般分)の充当率の引上げ

消防の広域再編に伴い必要となる防災まちづくりのための消防庁舎の新・改築に係る地方債の充当率を75%から90%に引き上げる。

#### 2 都道府県に対する財政措置

##### 消防広域化基本計画見直し経費に対する普通交付税措置[平成13年度 5,000千円]

消防広域化基本計画の見直しに要する経費に対し、普通交付税により措置する。

### 第4 その他

#### 1 広域化重点支援消防について

消防庁においては、広域再編を実施しようとする市町村等のうち、市町村合併の推進との整合性が確保されていることなど、一定の要件を満たしたものを広域化重点支援消防として指定し、当該地域の消防力の整備を重点的に支援することとする。

なお、その詳細については、別途通知する予定である。

#### 2 消防広域化基本計画の見直し時期について

##### (1) 各都道府県においては、平成13年度中に消防広域化基本計画の見直しを実施し、消防の広域再編の推進を図っていくことが望ましい。

##### (2) 計画見直し後において、計画期間内に市町村合併の動向等消防本部の広域再

編を取り巻く環境に変化が生じた場合には、消防広域化基本計画をさらに見直していくことが望ましい。